# 序 章 緑の基本計画について

本計画の位置づけや目標年次、中間見直しの背景と目的など、計画の基本的な事項について記載しました。

- 1. 緑の基本計画とは
- 2. 中間見直しの背景と目的
- 3. 計画の位置づけ
- 4. 目標年次
- 5. 計画の対象となる緑地

#### 1.緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されている計画で、市域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する「緑とオープンスペース」に関する総合的な計画です。

## 2.中間見直しの背景と目的

本市では、平成7年度に「緑の基本計画」を策定し、平成23年には、緑を取り巻く環境の変化や 市民の緑に対する意見に適切に対応するために、新たな「緑の基本計画」を策定しました。

新たな「緑の基本計画」では、『水と緑・文化が綾をなす 環境共生のまち』を緑の基本理念として掲げ、6つの基本方針と57の個別施策に基づき、緑に関する施策を展開してきました。

しかし、計画の策定から10年が過ぎた現在、市民ニーズの多様化や少子高齢化の急激な進行、防 災面や市民参加・参画への対応の重要性の高まりなど、本市を取りまく社会・経済情勢は大きく変 化しています。

また、策定当時に設定した個別施策についても施策ごとに実施状況を検証し、必要に応じて、施 策の実効性を確保するための見直しを行うとともに、現計画が有する課題の検証も必要となります。 これらに対応し、計画をよりよいものとするため、この度、計画の中間見直しを行いました。

- 中間見直しの主な背景は以下のとおりです(第1章で記載)
  - ●社会情勢の変化
    - 人口減少及び少子高齢化の進行
    - ・災害の多発による防災面ニーズの増加
    - ・市民ニーズの多様化や高度化 等

#### ●国や県の動向

- ・都市緑地法の一部改正(平成29年度)
- 緑の効果的な活用による緑とオープンスペースのポテンシャル活用
- 緑の基本計画における生物多様性の確保への配慮

等

#### ●上位・関連計画の策定・改定

綾瀬市総合計画2030:令和3年1月

・あやせ都市マスタープラン:令和3年3月

• 第2次綾瀬市環境基本計画: 平成31年4月

#### ●市民意識

- ・市内の緑や公園に期待される機能の多様化
- ・緑や公園の維持・管理における市民参加・市民参画の重要性・必要性の高まり 等

# 緑の基本計画 (平成7年度策定)

### ■社会情勢の変化

- ・市民ニーズの多様化
- ・ 少子高齢化の急激な進行
- ・防災面や市民参加・参画への対応

等

#### ■国や県の動向

- 地球温暖化対策推進大綱(H14)
- ・ヒートアイランド対策大綱(H16)
- 景観緑三法 (H16)
- 神奈川みどり計画(H17)
- 緑の回廊構想(H18)

新たな「緑の基本計画」 (平成 22 年度改定)

## ■社会情勢の変化

- 人口減少及び少子高齢化の進行
- ・ 災害の多発による防災面ニーズの増加
- ・市民ニーズの多様化や高度化
- ■上位・関連計画の策定・改定
- 綾瀬市総合計画2030
  - : 令和3年1月
- あやせ都市マスタープラン
  - :令和3年3月
- 第 2 次綾瀬市環境基本計画
  - : 平成31年4月

## ■国や県の動向

- ・都市緑地法の一部改正(H29)
- 緑の効果的な活用による緑とオープンスペースのポテンシャル活用
- ・緑の基本計画における生物多様性の確保への配慮

#### ■市民意識

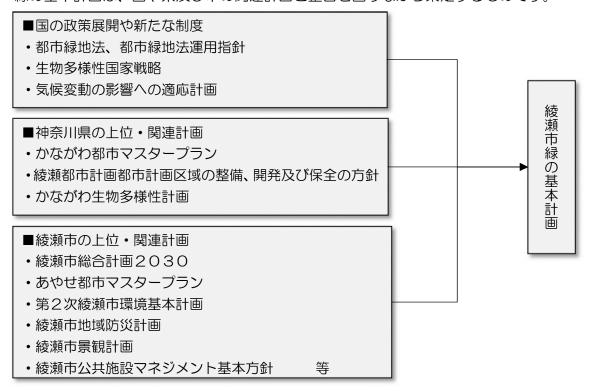
- ・ 市内の緑や公園に期待される機能の多様化
- ・緑や公園の維持・管理における市民参加・ 市民参画の重要性・必要性の高まり

新たな「緑の基本計画」(令和2年度中間見直し)

図序-1 中間見直しの経緯

## 3.計画の位置づけ

緑の基本計画は、国や県及び市の関連計画と整合を図りながら策定するものです。

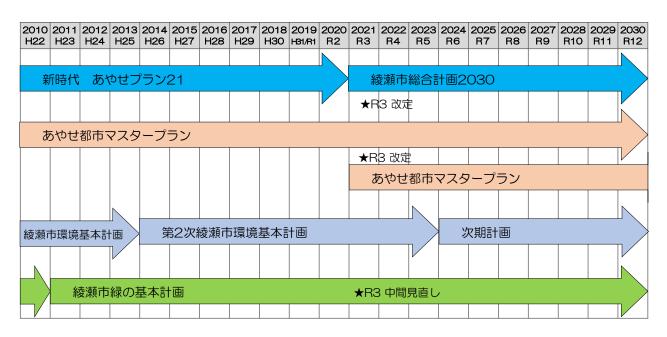


図序-2 計画の位置づけ

## 4.目標年次

・緑の基本計画の目標年次は令和12年とし、他の計画の改定時などには進捗状況の確認や計画の 見直しをするなどし、連携を図ることとします。

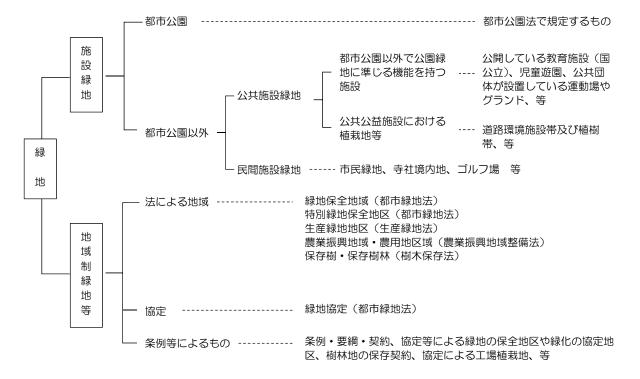
中間年次: 令和2年 (平成32年) 目標年次: 令和12年 (平成42年)



図序-3 計画の目標年次

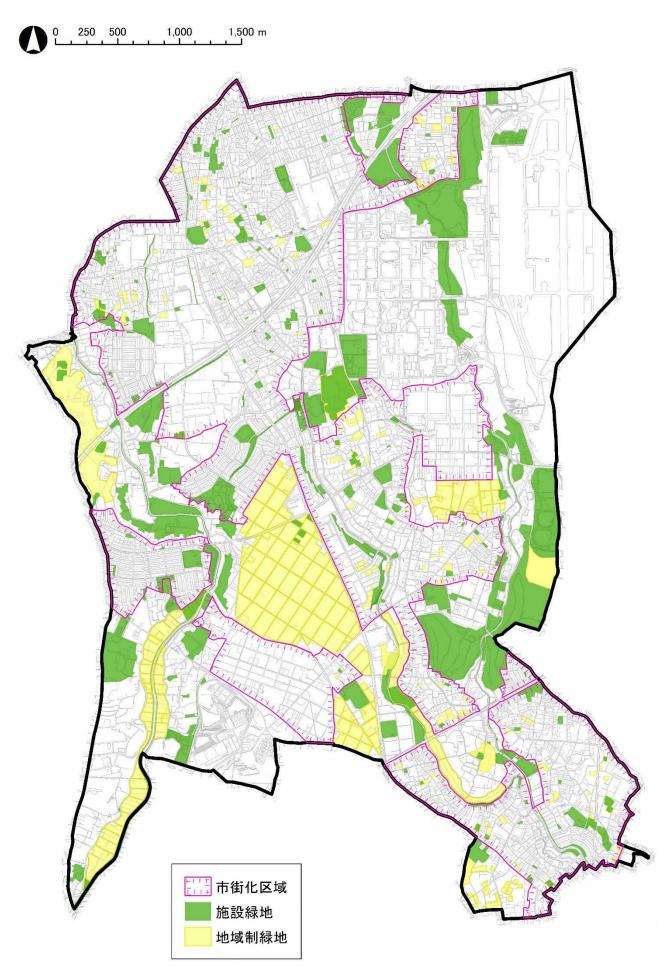
## 5.計画の対象となる緑地

- 一般的に「緑の基本計画」の対象となる緑地は、大きく「施設緑地」と「地域制緑地」に分類されます。
- 「施設緑地」には、都市公園や緑地が含まれ、「地域制緑地」には、法や協定、条例等により位置 づけられている緑地が含まれます。
- ・以下に、本計画の対象とする緑地の分類と、綾瀬市全体の緑の状況を示します。

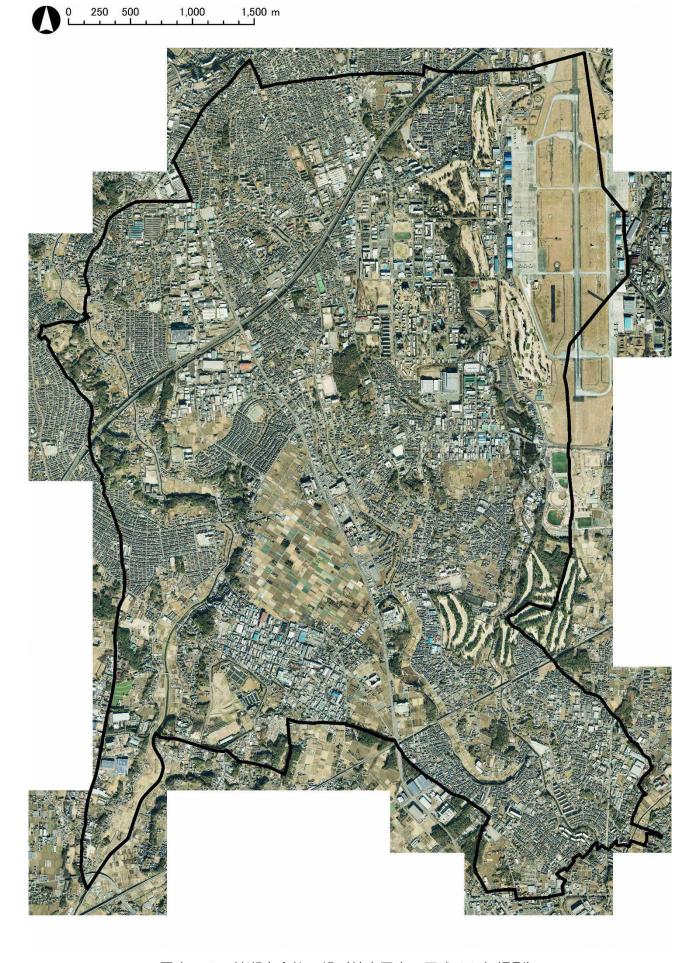


出典:「新編 緑の基本計画ハンドブック」(社団法人日本公園緑地協会) 一部抜粋

図序-4 本計画で対象とする主な緑地の分類



図序-5 本計画で対象とする緑地



図序-6 綾瀬市全体の緑(航空写真:平成29年撮影)